

社会福祉法人みのり村役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みのり村(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤で法人業務に当たる理事長、副理事長・常務理事(以下「常勤理事長等」とする)については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 上記(1)以外の役員等で非常勤の者(以下「非常勤役員等」とする)については、法人業務を行う場合に別表4のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費がその費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤理事長等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤理事長等の報酬の算定方法)

第3条 常勤理事長等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額。
- (2) 賞与については、別表2に定める額。
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額。
- (4) 通勤手当については、給与規則第22条の規定に準ずる額。

(非常勤役員等の費用弁償の算定方法)

第4条 非常勤役員等の費用弁償の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 費用弁償については、別表4に定める額。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の常勤理事長等の報酬は、別表5(1)、(2)の定めによるものとする。

2 賞与及び退職手当について第2条、第3条の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事長等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規則第3条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

(4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤理事長等の報酬)

号俸	報酬の月額	号俸	報酬の月額	号俸	報酬の月額
1号俸	300,000円	5号俸	500,000円	9号俸	900,000円
2号俸	350,000円	6号俸	600,000円	10号俸	1,000,000円
3号俸	400,000円	7号俸	700,000円	11号俸	1,100,000円
4号俸	450,000円	8号俸	800,000円	12号俸	1,200,000円

※報酬月額は、理事会承認を得て決定する。

別表 2 (常勤理事長等の賞与)

賞与区分	理事長・副理事長・常務理事
6月の賞与	報酬月額×基準倍率
12月の賞与	報酬月額×基準倍率

※当該年度の法人管理職員期末勤勉手当の基準に準ずる。

別表 3 (常勤理事長等・職員給与併給理事長等の退職金算定式)

常勤理事長等の場合	最終報酬月額×在職年数 (※1) ×功績倍率 (※2)
職員給与併給理事長等の場合	最終併給報酬月額×在職年数 (※1) ×功績倍率 (※2) (但し最終併給報酬月額には、管理職手当を含む)

※1 上記在職年数は、1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は、1月に切り上げる。

※2 功績倍率

役職	倍率
理事長	3.0
副理事長	1.5
常務理事	1.0

※退職金支給は予算の範囲内において理事会承認を得て決定する。

※退職金支給は、役職ごとの在職年数においてその役職退任時に支払う事とする。

別表 4 (非常勤役員等の費用弁償)

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	みのり村旅費規則による
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000 円
法人業務に関連した研修会等に参加した場合	みのり村旅費規則による

(2) 理事

区 分	日 額	
理事会等会議への出席	みのり村旅費規則による	
上記の他、法人及び施設業務 のための出勤	副理事長	12,000 円
	常務理事	10,000 円
	理事	7,500 円
法人業務に関連した研修会等に参加した場合	みのり村旅費規則による	

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査等会議への出席	みのり村旅費規則による
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000 円
法人業務に関連した研修会等に参加した場合	みのり村旅費規則による

別表 5 (職員給与との併給する常勤理事長等)

(1) 報酬支給額

号 俸	報酬の月額	号 俸	報酬の月額
1号俸	50,000 円	6号俸	300,000 円
2号俸	100,000 円	7号俸	350,000 円
3号俸	150,000 円	8号俸	400,000 円
4号俸	200,000 円	9号俸	450,000 円
5号俸	250,000 円	10号俸	500,000 円

- (2) 総額の範囲内については、定款第 21 条により、評議員会で決定をする。
又前項の支給額は理事会承認を得て決定する。